

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第八十二号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十一年二月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 目次

- ◇告示 建築代理業者の登録  
種畜証明書の返納
- ◇教委規則 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則  
の一部改正
- ◇教委告示 昭和三十一年度鳥取県立高等学校通信教育生徒募集要項
- ◇選管規則 昭和三十一年度県立学校生徒卒業式日程  
正 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正

登録番号

登録年月日

本 現 住 所 籍

事務所名称

業務管理者

三八六

昭和三一、二、七

八頭郡若桜町大字若桜一、二〇三

松田建築士事務所  
松田 武夫

二級建築士 松田 武夫

鳥取県告示第八十三号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十一年二月二十八日

種畜証明書番号	名号	種類	申請理由	飼養者住所氏名
昭三〇鳥地第一四号	森 栄	黒毛和種	鹿児島県に売却	鳥取県東伯郡東伯町 森下 栄
" 第一六号	大 関	"	へい死	" 倉吉市上福田 杉本 定寿
" 第一九号	栄 地	"	山形県に売却	東伯郡三朝町 田栗 信義
" 第二六号	竹 虎	"	鹿児島県に売却	川元 庄一

鳥取県告示第八十四号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十一年二月二十八日

種畜証明書番号	名号	種類	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三〇鳥地第二五号	栄 松	黒毛和種	鳥取県東伯郡東伯町 松田政知	鳥取県倉吉市岡 朝倉 富雄
" 第二七号	栄 富	"	東郷町 木山良藏	東伯郡東郷町 本庄壽美恵

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長

大

嶋

高

藏

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表 県立高等学校通学区表二普通科（自由学区）中

倉吉東	倉吉西	由良育英	東伯郡	中北条、下北条、灘手
米子東	米子西	米子東	米子市	明道 啓成、車尾、福米、福生、就将、義方、住吉、加茂、成実、尙徳、五千石、巖
米子西	東伯郡	米子西	西伯郡	天津、大國、法勝寺、上長田、東長田、県、春日、大高、日吉津、大和、賀野第一、淀江、宇田川、高麗、所子、大山、庄内、名和
米子東	東伯郡	米子西	西伯郡	上中山、下中山
米子西	西伯郡	米子東	東伯郡	御来屋、名和、光徳、縫坂

根米子	西伯郡	賀野第二、幡郷、大幡
雨西東	日野郡	八郷、溝口、日光、旭、二部

倉吉市	灘手
倉吉市	中北条、下北条

米子市	明道、啓成、車尾、福米、福生、就將、義方、住吉、加茂、成実、尚徳、五千石、巖
西伯郡	天津、大園、法勝寺、上長田、東長田、泉、春日、大高、日吉津、大和、賀野第一、
米子西	淀江、宇田川、高麗、所子、大山

由良育英	東伯郡	上中山、下中山
米子西	西伯郡	御来屋、名和、光徳、逢坂、庄内

米子東	西伯郡	賀野第二、幡郷、大幡、八郷
米子西	日野郡	溝口、日光、旭、二部

に改め、四実業科(中学区)及び五実業科(全県一区)を次のように改める。

四実業科(中学区)

高等学校名	課程	名	上記の課程に通学すべき区域
鳥取西	商業課程	家庭課程	東部通学区
鳥取東	機械課程	電気課程	鳥取市 岩美郡
鳥取農業	農業課程	家庭課程	八頭郡 気高郡

岩美農業	農業課程	家庭課程	家庭課程
八頭農業	農業課程	家庭課程	家庭課程
倉吉東	機械課程	電気課程	商業課程
倉吉西	家庭課程	家庭課程	中部通学区
倉吉農業	農業課程	家庭課程	倉吉市、東伯郡
河北農業	農業課程	家庭課程	
由良育英	農業課程	家庭課程	
米子西	家庭課程	家庭課程	西部通学区
米子南	機械課程	電気課程	米子市 西伯郡
米子工業	家庭課程	家庭課程	日野郡
境寺農業	農業課程	家庭課程	
法勝寺農業	農業課程	家庭課程	
日野産業	農業課程	家庭課程	
養良農業	農業課程	家庭課程	

五実業科(全県一区)

高等学校名	課程	名	上記の課程に通学すべき区域
鳥取林	金属化学課程	建築課程	
智頭農業	農業課程	農業機械課程	
鳥取農業	農業課程	農業課程	
倉吉農業	園芸課程	園芸課程	
河北農業	農業課程	農業課程	
米子南	応用化学課程	土木課程	
米子工業	漁撈課程	製造課程	
境水産業	畜産課程	製造課程	
日野産業	畜産課程	製造課程	
青野谷	家庭課程	製造課程	鳥取県全部

この規則は、昭和三十一年四月一日から施行する。

### 附 則

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第十三号

昭和三十一年鳥取県立高等学校通信教育生徒の募集を次の要項によつて行う。

昭和三十一年二月二十八日

鳥取県教育委員会

昭和三十一年度鳥取県立高等学校通信教育  
生徒募集要項

#### 一 募集学校及び生徒数

- 県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二番地 約五〇人
- 県立米子東高等学校 米子市勝田町三〇七番地 約五〇人

#### 二 出願資格

- 1 中学校を卒業した者（昭和三十一年三月卒業見込）

の者を含む）

- 2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者
- 3 高等学校の定時制課程に在学している者

#### 三 募集科目

- (1) 国語(甲)
- (2) 国語(乙)
- (3) 漢文
- (4) 一般社会
- (5) 日本史
- (6) 世界史
- (7) 人文地理
- (8) 一般数学
- (9) ※数学一
- (10) 解析二
- (11) 幾何
- (12) 生物
- (13) 地学
- (14) ※美術
- (15) 書道
- (16) ※商事経済
- (17) ※商業簿記
- (18) ※農業経営
- (19) ※家庭一般
- (20) ※食物
- (21) ※被服
- (22) 保健
- (23) 体育
- (24) 英語

#### 四 出願手続

出願者で倉吉東高等学校、倉吉西高等学校通学区域以東の居住者は、鳥取西高等学校に、由良育英高等学校通学区域以西の居住者は米子東高等学校に次の書類を提出しなければならない。

- (イ) 入学願書（用紙は募集学校に準備してある）
- (ロ) 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の戦績証明書、ただし引揚者、戦災者等で前記の書類を整えることのできない者は学力を認定するに足る書類。

#### 五 出願期間及び受付場所

- (1) 出願期間 昭和三十一年三月二日から三月三十一日まで

#### 六 選 抜

- 1 志願者が定員を超過した場合は各学校において提出された志願書類を審査して入学許可者を決定する。
- 2 入学許可者に対しては直接学校から通知する。

#### 七 注意事項

#### 八 参考事項

- 1 募集及び出願に関する質疑は直接募集学校で行うこと。
- 2 郵送の場合返信を必要とするものは十円切手をはり、宛先を明記した返信用封筒を同封すること。

学 科	単 位 数	受 講 料
国語(甲)	三	二〇〇〇円
国語(乙)	三	二〇〇〇円
漢文	三	二〇〇〇円
一般社会	三	二〇〇〇円
日本史	三	二〇〇〇円
世界史	三	二〇〇〇円
人文地理	三	二〇〇〇円
一般数学	三	二〇〇〇円
※数学一	三	二〇〇〇円
解析二	三	二〇〇〇円
幾何	三	二〇〇〇円
地学	三	二〇〇〇円
※商事経済	三	二〇〇〇円
※商業簿記	三	二〇〇〇円
※農業経営	三	二〇〇〇円
※家庭一般	三	二〇〇〇円
※食物	三	二〇〇〇円
※被服	三	二〇〇〇円
保健	三	二〇〇〇円
体育	三	二〇〇〇円
英語	三	二〇〇〇円
社会	五	三〇〇〇円
数 学	五	三〇〇〇円
理 学	五	三〇〇〇円
科 学	五	三〇〇〇円
地 理	五	三〇〇〇円
生 物	五	三〇〇〇円
物 理	五	三〇〇〇円
化学	五	三〇〇〇円
美術	二	二〇〇〇円
道 徳	二	二〇〇〇円
書 画	二	二〇〇〇円
芸 術	二	二〇〇〇円

保体	保体	七二	二〇〇〇円
----	----	----	-------

職	※商簿記	二〇四	二〇〇〇円
業	※商業經營	四二二	三〇〇〇円
家庭	※家庭一般	二二〇	三〇〇〇円
庭	※被服	二二〇	二〇〇〇円
※英	※英語	三一五	三〇〇〇円

2	通信教育受講に必要な受講料以外の経費	三単位につき	二〇〇〇円
(1)	入学科 五〇円	二単位につき	二〇〇〇円
(2)	教科書及び学習図書代金 実費	五単位につき	三〇〇〇円

(1) 通信教育だけでなく所要の単位を修得した場合高等学校の資格が得られる。  
 (2) 通信教育履習単位に応じて国で実施する大学入学資格検定試験の受検科目を免除される。  
 (3) 特典  
 (4) 通信教育では第四種郵便として百グラムまで四円である。

(ハ) 勤労しながら通信教育を受ける者には所得税の勤労学生控除が認められる。  
 備考  
 本要項中※印をつけたものは教育課程の改訂によつて変更実施を予定されるもので受講料も変更されることがある。

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和三十年鳥取県立学校児童生徒卒業式を次のように行う。  
 昭和三十一年二月二十八日  
 鳥取県教育委員会

昭和三十年鳥取県立学校生徒卒業式日程

学 校 名	日	時	場 所
鳥取東高等学校	三月十日	午前十時	鳥取市立川町五丁目一〇番地
鳥取西高等学校	"	"	東町二番地
鳥取高等学等	"	"	立川町五丁目三二〇番地
鳥取農業高等学校	"	"	湖山一、二五八番地
岩美農業高等学校	"	"	岩美郡岩美町浦富七〇八番地
八頭高等学校	"	"	八頭郡家町久能寺七二五番地
智頭農林高等学校	"	"	智頭町智頭七一一番地の一
青谷高等学校	"	"	気高郡青谷町北浜二九一番地
倉吉東高等学校	"	"	倉吉市堺町二丁目二〇一番地
倉吉西高等学校	"	"	余戸谷町三、〇五八番地
倉吉農業高等学校	"	"	大谷一六六番地
河北農業高等学校	"	"	上井町四三〇番地
由良育英高等学校	"	"	東伯郡由良町由良宿一、六〇八番地
養良農業高等学校	"	"	西伯郡淀江町今津二八六番地
米子東高等学校	"	午前十時三十分	米子市勝田町三〇七番地

米子西高等学校	"	午前九時三十分	"	錦町一丁目一〇三番地
米子南高等学校	"	午前十時	"	長砂町一八八番地
米子工業高等学校	"	"	"	博労町四丁目二二〇番地
法勝寺農業高等学校	"	"	"	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内
境高等学校	"	"	"	境港町東本町二番地
境水産高等学校	"	"	"	境港町山中二、〇六四番地
根雨高等学校	"	"	"	日野郡根雨町根雨中祖三三八番地の一
日野産業高等学校	"	"	"	黒坂町黒坂紺屋田一、一一〇番地の一
鳥取ろう学校	三月二十日	"	"	鳥取市立川町五丁目
鳥取盲学校	"	"	"	立川町五丁目

### 選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

#### 鳥取県選挙管理委員会規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（不在者投票事務処理簿の様式）

第二十五条の二 令第六十一条第一項の規定によつて市町村の委員会の委員長が備える不在者投票事務処理簿は、別記第八号様式の二に準じて調製しなければならない。

別記第八号様式の次に次の様式を加える。

不在者投票事務処理簿 何投票区

第六号様式の二

公職選挙法第49条各号並びに同法施行44条及び第33条の1第1項の規定により選挙用紙及び封筒を交付した選挙人	請求の方法		請求月日	事由		交付の方法	交付月日	投票の有無			投票記載場所	備考		
	直郵	接達		区分	具体事由			不在投票証書交付の有無	投票の送付の有無	投票の送付の有無			投票の有無	投票の有無
								有	無	有				
(氏) (氏) (氏) (氏) (氏) (氏) (氏) (氏) (氏)	直郵	接達	1	1	直郵								計	
他の市町村において投票用紙及び封筒を授けて封筒した者	(氏) (氏)	(氏) (氏)	2	2	直郵									
投票用紙及び封筒の交付を拒絶した者	(氏) (氏)	(氏) (氏)	3	3	直郵									
計	(氏) (氏)	(氏) (氏)	3	3	直郵								人	

昭和何年何月何日調製

何市(町) (村) 選管理委員会委員長 氏

名印

備考

- 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、選挙人が直接に又は郵便で請求をした場合をい、  
「船長」、「病院長」、「刑務所長」、「代用監獄の管理者」、「少年院長」又は「国立保養所の所長」とあるのは、選挙人がこれらの者を通じて請求した場合をいう。
  - 請求の月日の欄には、請求を受理した月日を記載するものとする。
  - 事由の記載例中、区分欄には法第49条各号の区分に従い、それぞれ1.2.3.のラビヤ数字をもつて表示するものとする。
  - 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、委員長が選挙人たると船長、病院長、刑務所長、代用監獄の管理者、少年院長又は国立保養所の所長たるとを問わずこれらの者に直接に交付し又は郵便で送付した場合をいう。
  - 「投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無」欄中「投票の有無」とあるのは、第56条の規定による投票の有無をいい、令第57条及び令第59条の規定による投票の場合においては、その投票用紙の送付又は送致の有無を記載するものとする。
  - 「投票の日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた月日」欄の記載については、5に準ずる。
  - 備考欄には、次に掲げるものを記載するものとする。  
イ 選挙人の氏名のみ記載では選挙人を確認することが困難である場合における当該選挙人の選挙人名簿登録番号、住所等。
- 令第52条第3項の規定により、選挙人が証明書を提出できない旨陳明した場合には、委員会の委員長がとつた

措置の概要。

この様式に掲げる事項の外委員会の委員長において不在者投票に関し緊要と認めたる事項

附 則

この規則は、昭和三十一年三月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

印 發

刷 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所